

狩猟者のみなさんへ

令和7年10月
宮崎県自然環境課

○ 宮崎県の狩猟期間

狩猟鳥獣(ニホンジカ、イノシシ以外)	11月15日から 翌年2月15日まで
ニホンジカ、イノシシ	11月 1日から 翌年3月15日まで

○ 注意事項！

「ゴイサギ」「バン」は狩猟鳥獣ではありません！

「アライグマ」「ハクビシン」を捕獲した際は、写真を撮った後、県出先へご連絡ください！

狩猟者登録証裏面の捕獲報告の記入は、漏れのないよう確実に！

登録証裏面の捕獲報告は、統計データとして貴重な資料です。このチラシの裏面の記入例を参考に、漏れのないよう、確実に記入してください。

狩猟事故の防止

- 1 猟具は常に点検・整備し、安全なものを使用すること。
- 2 猟場では識別しやすい服装で、滑りにくい靴を使用すること。
- 3 狩猟を行う際は、常に人の入り込みを確認すること。
- 4 道路、建物、農地などの位置、方向を必ず確認すること。
- 5 発砲する機会がなくなったら、必ず脱包すること。
- 6 獲物が狩猟鳥獣であることを確認してから、はじめて引き金に指をかけること。
- 7 絶対に酒気を帯びて銃を手にはしないこと。
- 8 **網やわなについては、使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を書いた標識を設置すること。**また、標識の破損等により記載内容に不足が生じた場合は修正し、記載内容が常に明記された状態を保つこと。

狩猟道德の向上

- 1 猟期前にワナを猟場へ持ち込んだり、餌付け等を行わないこと。
- 2 仕掛けたワナは、必ず1日1回以上見回ること。
- 3 網やわなに、狩猟鳥獣以外のものがかかった場合は、ただちに放すこと。
- 4 **垣・さくなどで囲まれた土地や作物のある土地で狩猟を行う場合は、必ず土地の所有者の承諾を得ること。**また、それ以外の土地で狩猟を行う場合も、土地の所有者から狩猟をしないように申し出があった場合は、その土地に入らないようにするなど、**地域住民に不安を与える行為はしないこと。**
- 5 国有林野や大学演習林等で入林手続きが必要な区域は事前に確認等を行うこと。
- 6 自分の猟犬が迷い犬にならないよう適切な管理を行うこと。
- 7 山火事を起こさないよう、タバコ等火の始末に注意すること。
- 8 **狩猟期間終了後は、設置したわな及び標識を直ちに撤去すること。**

捕獲した個体の処理について

捕獲物については、持ち帰るか風雨等で露出しない程度まで埋設し、山野に放置することなく適切に処理すること。なお、生活環境上影響が生じるような処理(捕獲物の全体または一部の河川への廃棄や、十分な深さまで埋設せず、周囲に異臭を放つような状態で放置する行為)は廃棄物処理法に抵触する可能性があるため、禁止されています。

他法令の遵守

裏面の、過去に発生した違反をご確認いただき、違反防止の徹底をお願いします。

また、鳥獣保護管理法以外にも狩猟を行う場合には多くの法令等が関係します。猟犬の飼養・管理、無線やドッグマーカーなどの運用等においても決まり事を守りましょう。